介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。令和7年度は第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の2年目に当たる。令和22（2040）年に団塊ジュニア世代が75歳以上になることを見据え、地域包括ケアシステム推進のための具体的な取り組み事項や、成年後見制度の利用促進に関する施策について計画に位置付けている。

取手市の令和7年1月1日現在の65歳以上の人口は36,694人で、高齢化率は34.7%を示し、要介護（支援）認定者が5,964人、認定率は16.3%である。認定者数の増加に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が増加するとともに介護給付費も増加している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、在宅医療・介護の連携、総合的な認知症施策等を推進する。

また、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

要介護（支援）認定者の推移　（4月1日現在）

年　度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
令和7年度	36,694人	34.7%	5,964人
令和6年度	36,826人	34.7%	5,720人
令和5年度	36,780人	34.7%	5,262人
令和4年度	36,924人	34.8%	5,142人
令和3年度	36,709人	34.5%	4,960人

令和7年度は、令和7年1月1日現在の数値を使用

受給者の推移　（4月1日現在）

年　度	居宅介護（予防）サービス受給者	地域密着型（介護予防）サービス受給者	施設サービス受給者
令和7年度	3,457人	798人	975人
令和6年度	3,282人	747人	970人
令和5年度	3,017人	714人	900人
令和4年度	2,970人	707人	925人
令和3年度	2,900人	678人	913人

令和7年度は、令和7年1月1日現在の数値を使用

介護（予防）給付費当初予算額の推移　（単位：千円）

年　度	居宅介護（予防）サービス給付費	地域密着型(介護予防)サービス給付費	施設サービス給付費
令和7年度	3,535,740	957,401	3,257,592
令和6年度	3,293,154	968,489	3,186,540
令和5年度	3,051,120	968,489	3,158,400
令和4年度	2,927,220	928,769	3,135,000
令和3年度	2,899,440	883,049	3,078,000

2. 歳入の状況

（単位：千円）

区　　分	令和7年度	令和6年度	増　減　率(%)
介護保険料	2,140,707	2,062,110	3.8
使用料及び手数料	218	208	4.8
国庫支出金	1,894,752	1,794,922	5.6
支払基金交付金	2,436,035	2,336,969	4.2
県支出金	1,346,307	1,296,200	3.9
財産収入	1,395	1,508	△7.5
繰入金	1,733,460	1,677,099	3.4
繰越金	28,610	28,510	0.4
諸収入	3,332	3,299	1.0
歳入合計	9,584,816	9,200,825	4.2

3. 歳出の状況

（単位：千円）

区　　分	令和7年度	令和6年度	増　減　率(%)
総務費	217,242	206,215	5.3
保険給付費	8,773,266	8,432,247	4.0
地域支援事業費	493,467	461,162	7.0
基金積立金	1,395	1,508	△7.5
諸支出金	79,446	79,693	△0.3
予備費	20,000	20,000	0.0
歳出合計	9,584,816	9,200,825	4.2

1 総務費

2 徴収費　　1 賦課徴収費

［担当：高齢福祉課］ P.117

7501　保険料賦課徴収費に要する経費　13,569,000 円（11,017,000 円）

［その他 13,569,000 円］

＊ 特財積算根拠

［手数料：保険料督促手数料 218,000 円］

［繰入金：事務費等繰入金 13,333,000 円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 18,000 円］

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、65 歳以上の被保険者（第 1 号被保険者）に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第 1 号被保険者に保険料の内容の周知を図るとともに、保険料の賦課、徴収及び債権管理を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費	報酬（保険料徴収事務補助員報酬）	3,328,000 円
	印刷製本費（介護保険料リーフレット・封筒作成）	966,000 円
	通信運搬費（特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書等郵送料）	5,864,000 円
	手数料（特別徴収業務・コンビニ収納等手数料）	1,683,000 円

3 介護認定審査会費　　2 認定調査等費

［担当：高齢福祉課］ P.119

7501　認定調査等に要する経費　65,153,000 円（61,003,000 円）

［その他 65,153,000 円］

＊ 特財積算根拠

［繰入金：事務費等繰入金 64,966,000 円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 187,000 円］

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護・要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施し、かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費	報酬（介護認定調査員・介護支援専門員）	22,577,000 円
	通信運搬費（認定調査票・主治医意見書郵送料）	958,000 円
	手数料（主治医意見書作成手数料）	23,592,000 円
	委託料（居宅介護支援事業者介護認定調査委託料）	1,650,000 円
	使用料及び賃借料（認定調査用公用車リース料）	1,631,000 円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費　　1 居宅介護サービス給付費

［担当：高齢福祉課］ P.121

7501　居宅介護サービス給付費に要する経費　3,381,840,000 円（3,140,280,000 円）

［国・県 1,235,103,000 円　その他 2,146,737,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：介護給付費負担金 676,371,000 円］

［国補：普通調整交付金 136,000,000 円］

［県負：介護給付費負担金 422,732,000 円］

［保険料：特別徴収分 622,007,000 円］

［保険料：普通徴収分 31,053,000 円］

［保険料：普通徴収分前年度以前分 801,000 円］

［支払基金：第 2 号被保険者保険料 913,097,000 円］

［繰入金：介護給付費繰入金 422,732,000 円］

［繰入金：低所得者の保険料軽減に要する費用 89,861,000 円］

［繰入金：介護給付費準備基金繰入金 65,686,000 円］

［諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000 円］

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けたときに、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費　　@42,700 円×6,600 人×12 月＝3,381,840,000 円

1 介護サービス等諸費　　2 地域密着型介護サービス給付費

［担当：高齢福祉課］ P.121

7501　地域密着型介護サービス給付費に要する経費　956,400,000 円（966,720,000 円）

［国・県 310,830,000 円　その他 645,570,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：介護給付費負担金 191,280,000 円］

［県負：介護給付費負担金 119,550,000 円］

［保険料：特別徴収分 247,108,000 円］

［支払基金：第 2 号被保険者保険料 258,228,000 円］

［繰入金：介護給付費繰入金 119,550,000 円］

［繰入金：介護給付費準備基金繰入金 20,684,000 円］

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けたときに、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費　　@100,000 円×797 人×12 月＝956,400,000 円

1 介護サービス等諸費　　3 施設介護サービス給付費

［担当：高齢福祉課］ P.121

7501　施設介護サービス給付費に要する経費　3,257,592,000 円（3,186,540,000 円）

［国・県 1,058,717,000 円　その他 2,198,875,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：介護給付費負担金 488,638,000 円］

［県負：介護給付費負担金 570,078,000 円］

［県補：財政安定化基金貸付金 1,000 円］

［保険料：特別徴収分 843,048,000 円］

［保険料：普通徴収分前年度以前分 900,000 円］

［支払基金：第 2 号被保険者保険料 879,550,000 円］

［繰入金：介護給付費繰入金 407,199,000 円］

［繰入金：介護給付費準備基金繰入金 66,678,000 円］

［諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000 円］

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院等で介護サービスを受けたときに、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費　　@275,600 円×985 人×12 月＝3,257,592,000 円

1 介護サービス等諸費　　6 居宅介護サービス計画給付費

［担当：高齢福祉課］ P.123

7501　居宅介護サービス計画給付費に要する経費　463,488,000 円（420,888,000 円）

［国・県 150,633,000 円　その他 312,855,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：介護給付費負担金 92,697,000 円］

［県負：介護給付費負担金 57,936,000 円］

［保険料：特別徴収分 84,261,000 円］

［保険料：普通徴収分 36,511,000 円］

［支払基金：第 2 号被保険者保険料 125,142,000 円］

［繰入金：介護給付費繰入金 57,936,000 円］

［繰入金：介護給付費準備基金繰入金 9,005,000 円］

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けたときに、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費　@14,200 円×2,720 人×12 月＝463,488,000 円

2 介護予防サービス等諸費　　1 介護予防サービス給付費

［担当：高齢福祉課］ P.123

7501　介護予防サービス給付費に要する経費　153,900,000 円（152,874,000 円）

［国・県 50,017,000 円　その他 103,883,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：介護給付費負担金 30,780,000 円］

［県負：介護給付費負担金 19,237,000 円］

［保険料：特別徴収分 33,056,000 円］

［保険料：普通徴収分 6,766,000 円］

［支払基金：第 2 号被保険者保険料 41,553,000 円］

［繰入金：介護給付費繰入金 19,237,000 円］

［繰入金：介護給付費準備基金繰入金 3,271,000 円］

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けたときに、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費　　@17,100 円×750 人×12 月＝153,900,000 円

4 高額介護サービス等費　　1 高額介護サービス費

［担当：高齢福祉課］ P.126

7501　高額介護サービス費に要する経費　217,956,000 円（211,896,000 円）

［国・県 70,835,000 円　その他 147,121,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：介護給付費負担金 43,591,000 円］

［県負：介護給付費負担金 27,244,000 円］

［保険料：特別徴収分 39,315,000 円］

［保険料：普通徴収分 17,180,000 円］

［支払基金：第 2 号被保険者保険料 58,848,000 円］

［繰入金：介護給付費繰入金 27,244,000 円］

［繰入金：介護給付費準備基金繰入金 4,453,000 円］

［諸収入：延滞金 79,000 円］

［諸収入：不正利得に伴う返納金 1,000 円］

［諸収入：高額介護サービス費返納金 1,000 円］

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には世帯合算額）が所得に応じた限度額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

高額介護サービス費　現物高額分　@12,500 円×170 件×12 月＝ 25,500,000 円

償還分　　@27,000 円×594 件×12 月＝192,456,000 円

自己負担の限度額（月額）

区　　分		限度額
年収約 1,160 万円以上の方		140,100 円（世帯）
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方		93,000 円（世帯）
年収約 383 万円以上 770 万円未満の方		44,400 円（世帯）
上記以外の市民税課税世帯の方		44,400 円（世帯）
世帯全員が市民税非課税		24,600 円（世帯）
	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者の方等		15,000 円（個人）

6 特定入所者介護サービス等費　　1 特定入所者介護サービス費

［担当：高齢福祉課］ P.128

7501　特定入所者介護サービス費に要する経費　194,040,000 円（204,840,000 円）

［国・県 63,063,000 円　その他 130,977,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国負：介護給付費負担金 29,106,000 円］

［県負：介護給付費負担金 33,957,000 円］

［保険料：特別徴収分 19,463,000 円］

［保険料：普通徴収分 30,485,000 円］

［支払基金：第 2 号被保険者保険料 52,391,000 円］

［繰入金：介護給付費繰入金 24,255,000 円］

［繰入金：介護給付費準備基金繰入金 4,383,000 円］

○ 目的

所得の低い方の施設入所（短期入所を含む）利用が困難にならないよう、居住費と食費について、利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税で、資産・非課税年金収入の状況など一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

特定入所者介護サービス費

施設入所・食費　　@17,700 円×440 人×12 月＝93,456,000 円

施設入所・居住費　@15,800 円×440 人×12 月＝83,424,000 円

短期入所・食費　　@ 6,000 円×110 人×12 月＝ 7,920,000 円

短期入所・居住費　@ 7,000 円×110 人×12 月＝ 9,240,000 円

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	個室的多床室			
第 1 段階	880 円	550 円	550 円 (380 円)	0 円	300 円
第 2 段階	880 円	550 円	550 円 (480 円)	430 円	390 円【600 円】
第 3 段階①	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	650 円【1,000 円】
第 3 段階②	1,370 円	1,370 円	1,370 円 (880 円)	430 円	1,360 円【1,300 円】
基準費用額	2,066 円	1,728 円	1,728 円 (1,231 円)	437 円 (915 円)	1,445 円

※（　　）内は介護老人福祉施設又は短期入所生活介護を利用した場合

※【　　】内は短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費　　1 介護予防・生活支援サービス事業費

［担当：高齢福祉課］ P.129

7501　介護予防・生活支援サービス事業に要する経費　210,935,000 円（187,001,000 円）

［国・県 87,751,000 円　その他 123,184,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 41,692,000 円］

［国補：介護保険保険者努力支援交付金 20,000,000 円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 26,059,000 円］

［保険料：特別徴収分 38,363,000 円］

［支払基金：地域支援事業支援交付金 56,283,000 円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 28,538,000 円］

○ 目的

要支援認定者等に対して、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止、地域において自立した日常生活の支援を実施することで、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図り、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援する。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、要支援者等の状態に応じたサービスを実施する。

（第 1 号訪問事業）

・訪問介護相当サービス

（訪問介護員等による専門的なサービス）

＠17,000 円×220 人×12 月＝44,880,000 円

・訪問型サービスB
（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援）
@150,000円×5団体＝750,000円
（第1号通所事業）
・通所介護相当サービス
（通所介護事業者によるサービス）
@25,000円×520人×12月＝156,000,000円
・通所型サービスB
（有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援）
@150,000円×3団体＝450,000円
（第1号生活支援事業）
・その他生活支援サービス
（栄養改善や一人暮らし高齢者に対する見守りを目的とした配食の実施）
要支援認定取得者等で必要と認められる方に、平日のうち必要と認められる曜日に夕食を配達する。利用者負担は430円。
配食サービス委託料 @555円×9,196食×1.10＝5,614,158円

2 一般介護予防事業費　1 一般介護予防事業費

［担当：健康づくり推進課］ P.130

7501 介護予防普及啓発事業に要する経費 845,000円（665,000円）

［国・県 274,000円 その他 571,000円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 169,000円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 105,000円］

［保険料：特別徴収分 238,000円］

［支払基金：地域支援事業支援交付金 228,000円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 105,000円］

○ 目的

住民が主体となって運営している通いの場等への講師派遣やフレイル予防イベントを開催することで、介護予防活動の普及啓発を推進する。

○ 内容

介護予防講座講師謝礼 191,000円
健康運動指導士や歯科衛生士等による介護予防講座講師謝礼
介護予防事業講師謝礼 50,000円
フレイル予防イベント司会業務謝礼

［担当：高齢福祉課・健康づくり推進課］ P.130

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 13,011,000円（12,811,000円）

［国・県 4,226,000円 その他 8,785,000円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,601,000円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,625,000 円］
［保険料：特別徴収分 3,647,000 円］
［支払基金：地域支援事業支援交付金 3,513,000 円］
［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,625,000 円］

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等における活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。

○ 内容

・介護予防事業講師謝礼 151,000 円

地域の健康づくりを担う人材を育成するため、チューブ体操指導者の養成を行う。

・委託料 9,548,000 円

地域の健康づくりを担う人材を育成するため、シルバーリハビリ体操指導士、回想法スクール等ボランティアの養成を行う。

また、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設（いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代）の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいづくりを図る。

回想法スクール委託料 916,000 円

シルバーリハビリ体操指導士 3 級養成講習会委託料 298,000 円

いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料（運営費分） 8,334,000 円

・地域介護予防支援事業補助金 1,650,000 円

地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取り組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。

・地域介護予防活動団体補助金 808,000 円

地域住民の健康状態の維持向上を図るため、介護予防活動を行う地域活動組織に対し補助金を交付する。

・介護支援ボランティア事業委託料 250,000 円

・介護支援ボランティア事業交付金 300,000 円

65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、（地域密着型）通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所でボランティア活動に従事する。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与（1 時間単位＝1 ポイント）する。累積したポイントに対し、市は交付金を交付する。（1 ポイント＝100 円で上限は 50 ポイント）

［担当：健康づくり推進課］ **P.131**

8101 地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費 619,000 円（442,000 円）

［国・県 200,000 円 その他 419,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 123,000 円］
［県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 77,000 円］
［保険料：特別徴収分 175,000 円］
［支払基金：地域支援事業支援交付金 167,000 円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 77,000 円］

○ 目的

理学療法士などリハビリテーション専門職を講師として派遣し、運動機能向上プログラムやフレイル予防のための講座を高齢者の通いの場等で開催する。また、体組成測定の結果をもとに理学療法士等の専門職による健康相談会を実施する。

○ 内容

報償費 614,000 円

リハビリテーション専門職を中心とした、専門職による介護予防講座及び健康相談会講師謝礼

3 包括的支援事業費・任意事業費　　1 総務費

［担当：高齢福祉課］ P.132

7601　地域包括支援センターに要する経費　173,474,000 円（162,850,000 円）

［国・県 114,340,000 円　その他 59,134,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 66,782,000 円］

［国補：保険者機能強化推進交付金 14,164,000 円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 33,394,000 円］

［保険料：特別徴収分 25,712,000 円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 33,394,000 円］

［諸収入：雇用保険料本人負担分 28,000 円］

○ 目的

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職員が継続的・包括的に支援していくことで保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	167,000,000 円
会計年度任用職員報酬	3,982,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　2 任意事業費

［担当：高齢福祉課］ P.133

8202　紙おむつ支給に関する経費　13,077,000 円（13,563,000 円）

［国・県 7,551,000 円　その他 5,526,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 5,034,000 円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,517,000 円］

［保険料：特別徴収分 3,009,000 円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,517,000 円］

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定4以上の在宅高齢者、要介護認定1以上で排便・排尿に介助・見守りが必要な在宅高齢者に対し、紙おむつを年4回支給する(本人が市民税非課税の方を対象とする)。

扶助費　　@3,400円×290人×12月×1.10＝13,015,200円

［担当：高齢福祉課］ P.134

8206　認知症高齢者見守り事業に関する経費　642,000円（583,000円）

［国・県 370,000円　その他 272,000円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 247,000円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 123,000円］

［保険料：特別徴収分 149,000円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 123,000円］

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の充実を目的とし、徘徊高齢者を保護できる仕組みを構築する。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者に対して、携帯品や靴に付ける見守りキーホルダー・ステッカーを配布し、徘徊時に保護された際、迅速に身元が特定できるようにする。

見守りステッカー　　@400円×1.10×250足＝110,000円

システム使用料　　462,000円

［担当：高齢福祉課］ P.134

8301　配食サービスに関する経費　7,737,000円（7,636,000円）

［国・県 2,584,000円　その他 5,153,000円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,723,000円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 861,000円］

［保険料：特別徴収分 1,031,000円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 4,122,000円］

○ 目的

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買物や調理が困難な人に対して夕食の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等で必要と認められる方に、平日のうち必要と認められる曜日に夕食を配達する。利用者負担は430円。

配食サービス事業委託料 @555円×12,100食×1.10＝7,387,050円

［担当：高齢福祉課］ P.135

8501　成年後見制度利用支援事業に要する経費　9,562,000円（11,848,000円）

［国・県 5,521,000円　その他 4,041,000円］

＊ 特財積算根拠
［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 3,681,000 円］
［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,840,000 円］
［保険料：特別徴収分 2,201,000 円］
［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1,840,000 円］
○ 目的
身寄りのない認知症高齢者など、介護保険サービスの利用契約等が困難な方に対し、成年後見人等の制度利用の支援を行う。
○ 内容
成年後見人等による支援を必要とするが､審判の申立てを行う親族がいない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。
市長申立てに要する各種手数料　569,000 円
成年後見人等報酬助成　8,916,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　3 在宅医療・介護連携推進事業費

［担当：高齢福祉課］ P.135

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 2,757,000 円（3,051,000 円）

［国・県 1,591,000 円 その他 1,166,000 円］
＊ 特財積算根拠
［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,061,000 円］
［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 530,000 円］
［保険料：特別徴収分 636,000 円］
［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 530,000 円］
○ 目的
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が一体的に提供されるために、医療機関と介護事業所等関係者の連携強化を図る。
○ 内容
取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築する。退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでを包括的かつ継続的に実践できる在宅医療の提供体制を確立する。
在宅医療・介護連携推進事業委託料　2,757,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　4 生活支援体制整備事業費

［担当：高齢福祉課］ P.135

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 2,080,000 円（2,398,000 円）

［国・県 1,200,000 円 その他 880,000 円］
＊ 特財積算根拠
［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 800,000 円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 400,000 円］
［保険料：特別徴収分 480,000 円］
［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 400,000 円］
○ 目的
市が中心となって、NPO 法人、ボランティア、地縁組織、介護サービス事業所、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、医療・介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
○ 内容
地域における助け合い・支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有・連携強化の中核で、地域の課題やニーズの解決策・対応策等を考える場として、「地域における支え合いづくり推進協議会（協議体）」を第 1 層（市全体）及び第 2 層（各地域包括支援センター）に設置する。
また、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を、4 か所の地域包括支援センターに選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。
生活支援体制整備事業委託料　　2,000,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　6 地域ケア会議推進事業費

［担当：高齢福祉課］ P.136

7501　地域ケア会議推進事業に要する経費　1,226,000 円（1,236,000 円）

［国・県 708,000 円　その他 518,000 円］
＊ 特財積算根拠
［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 472,000 円］
［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 236,000 円］
［保険料：特別徴収分 282,000 円］
［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 236,000 円］
○ 目的
地域ケア会議は、市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働する。介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を、地域全体での支援を図る。
○ 内容
地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが主催する「個別課題の検討及び多職種協働によるケアマネジメント支援」とともに、市が主催する「要介護者の訪問介護（生活援助）の訪問回数のケアプラン検証」を実施する。
地域ケア会議推進事業委託料　1,200,000 円
地域ケア個別会議委員謝礼　　26,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費　　7 認知症総合支援事業費

［担当：高齢福祉課］ P.136

7501　初期集中支援事業に要する経費　1,224,000 円（1,160,000 円）

［国・県 706,000 円　その他 518,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 471,000 円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 235,000 円］

［保険料：特別徴収分 283,000 円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 235,000 円］

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（認知症サポート医）の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を 4 か所の地域包括支援センターに設置する。複数の専門職が、家族の希望等により、認知症の人（認知症が疑われる人）及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行う。

認知症初期集中支援事業委託料　960,000 円

認知症初期集中支援チーム員研修負担金　240,000 円

［担当：高齢福祉課］ P.137

7601　地域支援・ケア向上事業に要する経費　1,244,000 円（1,116,000 円）

［国・県 717,000 円　その他 527,000 円］

＊ 特財積算根拠

［国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 478,000 円］

［県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 239,000 円］

［保険料：特別徴収分 288,000 円］

［繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 239,000 円］

○ 目的

認知症地域支援推進員（認知症の本人やその家族を支援する相談業務等を行う）を各地域包括支援センターに 2 名ずつ配置する。推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

○ 内容

地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者、認知症サポーターなど地域において認知症の人を支援する関係者などの連携を図るため、「認知症カフェ（通称：オレンジカフェ）」の運営経費等の助成を実施する。また、認知症の本人が集い、本人同士が主体となって自らの体験や希望などを一緒に語り合う「本人ミーティング」や、回想スクールを受講したレミニシャン（心療回想士）が介護保険施設等を訪問して認知症の方に回想療法を行う「レミニンフレンド事業」を実施する。

認知症地域支援推進員研修負担金（新任者・現任者）　304,000 円

認知症カフェ運営補助金（オレンジカフェ）　400,000 円

地域支援・ケア向上事業委託料（レミニンフレンド事業）　504,000 円